

安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

安芸高田市営住宅条例(平成 16 年条例第 156 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 3 条関係) 市営住宅の名称及び位置	別表(第 3 条関係) 市営住宅の名称及び位置

名称	位置	名称	位置
国司住宅	安芸高田市吉田町国司 582 番地	国司住宅	安芸高田市吉田町国司 582 番地
殿前住宅	安芸高田市八千代町下根 137 番地	中山住宅	安芸高田市八千代町勝田 10463 番地 12
(略)		殿前住宅	安芸高田市八千代町下根 137 番地
		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。